

～事業所の方へ～
給与支払報告書(総括表)を発送

令和3年度給与支払報告書(総括表)を、令和2年度中に特別徴収している事業所の方へ11月30日に発送しました。従業員が普通徴収のみの事業所には発送していません。

提出期限 令和3年2月1日(月)

※なるべく1月25日(月)までに提出をお願いします。

☎ 課税課・内線365

私道提供者の固定資産税を軽減

土地を私道として新たに提供した場合、幅員や利用形態により固定資産税を軽減しますので申告してください。ただし、敷地内の通路や敷地延長部分は除きます。

軽減される私道の要件(いずれか)

◎公道から公道に通抜けできる私道 ◎建築基準法により、公道から後退(セットバック)した土地 ◎袋小路の場合は幅員が4m以上で、そこを通らなければ公道に出られない家屋が2戸以上あり、通行制限をしていないもの

対象 現に私道として利用している土地の所有者

税額軽減時期 令和3年度課税分から

☎・☎ 12月25日(金)までに申告書(課税課で配布)、私道の所在・面積が分かる書類または測量図を郵送・持参。〒270-1192市役所課税課(住所省略可)・内線339

令和3年4月入学予定のお子さんがあるご家庭へ
該当する方はお早めに手続きをお願いします

【小学1年生・中学1年生】

◎指定校以外への就学を希望する方…学区外就学願または区域外就学願と住民票を郵送・持参してください。

◎私立学校入学者…私立小・中学校への入学が決定した方は、入学を証明する書類の写し(合格証・入学許可書など)を郵送してください。

【小学1年生のみ】

◎入学準備金支給希望者…入学準備金の申請期限は12月28日(月)必着です。希望する方は申請書を郵送・持参してください。

☎・☎ 〒270-1166我孫子1684教育委員会学校教育課 ☎7185-1268

12月は大気汚染防止推進月間

☑節電に努めましょう。☑暖房は室温20℃をめどに設定し、重ね着などの工夫を心掛けましょう。☑暖房機器やガス給湯器などの買い替え時には、環境負荷の少ない機器を選びましょう。☑外出時は、自転車や公共交通機関の使用に努めましょう。☑自動車の購入時などには、低公害車を優先して選びましょう。☑誰にでも今すぐ始めることができるエコドライブを心掛けましょう。

☎ 手賀沼課 ☎7185-1484

12月4日～10日 人権週間
みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち
未来へつなげよう 違いを認め合う心～

人間は、誰でも「幸福な生活を送る権利」を持っています。この権利が人権で、人間らしく生きていくために、なくてはならない権利です。

市では、法務大臣から委嘱されて活動している人権擁護委員が中心となり、「特設人権相談所」を開設します。人権問題(いじめ、親子・夫婦・扶養・相続などの家庭問題、借地・借家・名誉・信用・差別・嫌がらせなど)に関する悩みを抱えている方、思い切って相談してみませんか。

新型コロナウイルス感染症に関する人権の配慮をお願いします

新型コロナウイルス感染症に関連して、昼夜を問わず、最前線で検査や治療などにご尽力されている医療従事者の方、また生活物資の輸送など社会機能の維持に貢献して下さっている方がいる中、これらの方やその家族が不当な差別的取り扱いを受けるなどの事例が報道されています。こうした方を傷つけるような不当な差別や偏見は決してあってはなりません。不確かな情報に惑わされたり、必要以上に恐れたりすることなく、一人一人がお互いを思いやり、冷静に行動していただくようお願いします。

☎ 社会福祉課・内線432

北朝鮮による人権侵害問題を考えよう

12月10日～16日は北朝鮮人権侵害問題啓発週間です。拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題は、国際社会を挙げて取り組むべき課題の1つです。解決に向けて、国際社会と連携しながら北朝鮮の人権侵害の実態を解明していく他、一人一人がこの問題について関心と認識を持つことが大切です。詳しくは「政府 拉致問題対策本部」(HP<http://www.rachi.go.jp/>)をご覧ください。拉致被害者ご家族からのメッセージも掲載しています。

☎ 社会福祉課・内線432

書き損じはがき ユネスコ募金
令和3年2月28日までキャンペーン期間

AIRAではユネスコの寺子屋活動(全ての子どもたちが学校に通えるように、また成人女性の識字率が向上することを目標とした運動)に協力するために、書き損じはがきを募集しています。

世界には、貧困や紛争などで学校に行けない子どもが約1億2100万人、教育を受ける機会がないまま大人になったため、文字の読み書きができない人が約7億7300万人います。書き損じはがき募金は、私たちにできるユネスコ活動への小さな協力です。皆さんのご協力をお願いします。

回収場所 ①各行政サービスセンター②アビスタ③市民プラザ④アビシルベ⑤AIRA事務局(③～⑤は常時設置) ※宛名や住所は塗りつぶしてお持ちください。

☎ 我孫子市国際交流協会(AIRA)事務局 ☎7183-1231

12月 市民相談・県民相談 ※☎は予約制です。

市民相談	弁護士法律相談☎	電話	3日(休)、10日(休)、15日(火)、17日(休)、22日(火)9時30分～15時30分(予約は1日(火)8時30分～) 秘書広報課 ☎7185-1714
	行政書士相談☎	電話	16日(火)13時～16時(予約は平日10時～15時)〈新型コロナウイルス感染症関連の補助金、相続・遺言手続きなど〉 千葉県行政書士会東葛支部 ☎080-7434-5135
	司法書士法律相談☎	電話	8日(火)10時～15時(予約は2日(火)～7日(月)13時～16時) 千葉司法書士会柏支部 ☎080-5901-3236
	年金・労働相談☎		9日(水) 13時～17時 市民相談室(本庁舎2階) 千葉社会保険労務士会東葛支部 ☎047-345-9992(9時～15時)
	税務相談☎		18日(金) 10時～15時 収税課相談室(本庁舎1階)(予約は14日(月) 8時30分～) ☎7185-1349
	消費生活相談		月～金曜日、第2・4土曜日(祝日を除く)10時～17時30分 消費生活センター ☎7185-0999
	人権相談	電話	月～金曜日8時30分～17時15分 みんなの人権110番 ☎0570-003-110

市民相談	生活相談	月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時 社会福祉課(西別館2階)・内線394
	健康相談	月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時 保健センター 健康づくり支援課 ☎7185-1126
	心の相談☎	21日(月) 13時30分～(予約は18日(金)まで) 相談室(西別館2階) 障害福祉支援課・内線421
	交通事故巡回相談☎	14日(月)10時～15時(先着4組。予約は10日(休)まで) 市民安全課(本庁舎地階)・内線485
	子ども総合相談	月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時 子ども相談課(西別館1階) ☎7185-1821
	ひとり親相談	月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時 〈離婚・養育費・面会交流など〉 子ども支援課(西別館2階)・内線849
	DV相談(男性可)	月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時 社会福祉課(西別館2階)・☎7185-1113

市民相談	結婚相談(☎優先)	木曜日 10時～17時第1・3土曜日、第2・4日曜日 10時～19時 我孫子市結婚相談所 あび♡こい♡ハート ☎7184-8100
	若者就労相談☎	21日(月)13時30分～16時30分 我孫子北近隣センター並木本館〈おおむね40歳まで〉 企業立地推進課 ☎7185-2214
	地域職業相談	月～金曜日(祝日を除く) 9時30分～17時 地域職業相談室(サンビーンズビル6階) ☎7165-2786
	介護とこころの相談☎	火～日曜日 10時～16時 福祉ふれあいプラザ(けやきプラザ1階) ☎7165-2886
県民相談	すまいの相談☎	金曜日 10時～16時(随時)水・木曜日10時～12時(要予約) 福祉ふれあいプラザ(けやきプラザ6階) ☎7165-2886
	福祉用具相談☎	火～日曜日 10時～16時 福祉ふれあいプラザ(けやきプラザ1階) ☎7165-2886
	児童相談	来所☎ 月～金曜日(祝日を除く) 9時～17時 柏児童相談所 ☎7131-7175 電話 月～金曜日(祝日を除く) 9時～17時 柏児童相談所 ☎7134-4152